

## 高額な医療費を支払った場合 (高額療養費) について

詳細 高額療養費について=保険年金課 ☎(32)6425  
限度額適用=保険年金課 ☎(32)6418

医療機関などに支払った1カ月の自己負担額（保険外医療行為、差額ベッド代、食事代などを除く）が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として差額が支給されます。

### 自己負担額の計算方法について

1か月ごとに次の通り計算します

#### ・70歳未満の国保加入者

次の①～④の通りに自己負担額を分け、21,000円以上のもののみ合算できます

①受診者ごと ②医療機関ごと（院外処方箋による調剤分は処方箋を出した医療機関に合算する） ③通院、入院ごと ④医科、歯科ごと

#### ・70歳以上の国保加入者、後期高齢者医療制度加入者

金額に関係なく合算できます

※国保と後期高齢者医療制度など、加入する健康保険が別の場合は合算できません

・月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより後期高齢者医療制度に加入する場合、加入する月の自己負担限度額は国保・後期高齢者医療制度とも1/2に調整されます

### 高額療養費支給の手続きについて

診療月の3か月後を目途に申請書をお送りします。（医療機関からの診療報酬明細書の提出状況によっては、通知が遅れる場合があります）郵送または保険年金課、勇払・のぞみ・沼ノ端出張所窓口で申請してください

【窓口申請の際に必要なもの】保険証、領収書原本（70歳未満の方のみ）、申請者の口座情報が分かるもの

※後期高齢者医療制度加入者は、初回のみ申請が必要です

### 自己負担限度額について

\*70歳未満の国保加入者

所得区分	旧ただし書き所得※1	1カ月の自己負担限度額（世帯単位）	
		3回目まで	4回目以降※3
上位所得※2	901万円超	252,600円+（医療費総額-842,000円）×1%	140,100円
	600万円超901万円以下	167,400円+（医療費総額-558,000円）×1%	93,000円
一般	210万円超600万円以下	80,100円+（医療費総額-267,000円）×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税		35,400円	24,600円

\*70歳以上の国保加入者、後期高齢者医療制度加入者

所得区分	住民税課税所得	1カ月の自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み	Ⅲ 690万円以上	252,600円+（医療費総額-842,000円）×1%	140,100円
	Ⅱ 380万円～690万円未満	167,400円+（医療費総額-558,000円）×1%	93,000円
	Ⅰ 145万円～380万円未満	80,100円+（医療費総額-267,000円）×1%	44,400円
一般	145万円未満等	18,000円 （年間上限額144,000円） （8月～翌年7月までの累計額）	57,600円
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯でⅠ以外	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯で所得が一定以下	8,000円	15,000円

※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得です

※2 所得の申告をしていない方がいるなど、世帯の総所得が確認できない場合は、【上位所得】として取り扱うことになります

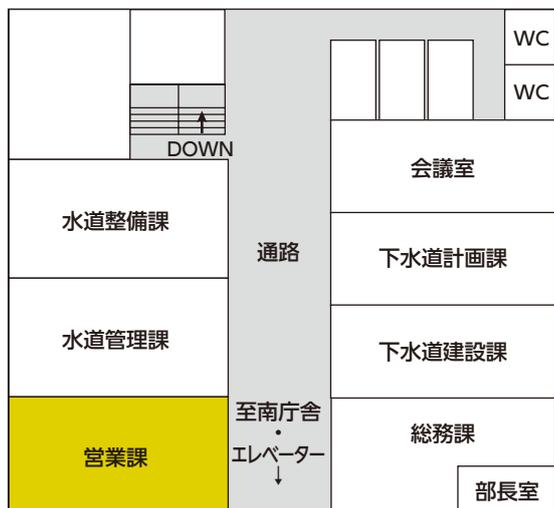
※3 同一世帯において、過去12カ月間に高額療養費の該当が既に3回あった場合、4回目から軽減された限度額になります

### 限度額適用・標準負担額減額認定証について

- ・70歳未満の方、70歳以上で「現役並みⅠおよびⅡ」「低所得」に該当する方は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付が可能です
- ・入院や高額な外来診療を受ける時は、認定証を医療機関に提示することで、その医療機関での支払が自己負担限度額までとなります

## 水道料金窓口の場所が変わりました!

詳細 上下水道部総務課 ☎(32)6628



市民の皆さんの利便性の向上を目指し、7月26日(月)から市役所北庁舎3階にある上下水道部フロアの配置を変更しました。

水道の使用や中止、料金窓口を担う営業課が庁舎中央寄りになり、エレベーターからの利用が便利になりました。



◀フロア図（配置変更後）